

感染症の予防及びまん延の防止のための指針

【基本方針】

クリスタ訪問看護ステーション（以下「事業所」という）は、利用者および従業者等（以下「利用者等」という）の安全確保のため、平常時から感染症の予防に十分留意するとともに、感染症発生の際には、迅速に必要な措置を講じなければならない。そのために事業所は、感染症の原因の特定およびまん延防止に必要な措置を講じることができる体制を整備し運用できるよう本指針を定めるものである。

注意すべき主な感染症：

事業所があらかじめ対応策を検討しておくべき主な感染症は以下のとおり。

- ・利用者および従業者にも感染がおこり、媒介者となりうる感染症
- ・集団感染を起こす可能性がある感染症：インフルエンザ、新型コロナウイルス、感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等）、疥癬、結核等
- ・感染抵抗性の低下した人に発生しやすい感染症
- ・メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症（MRSA 感染症）、緑膿菌感染症等
- ・血液、体液を介して感染する感染症：肝炎（B型肝炎、C型肝炎）等

1. 感染症の予防及びまん延の防止のための体制

（1）感染対策委員会の設置：

事業所内での感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における利用者および家族等への適切な対応を行うため、感染症対策委員会（以下「委員会」という）を設置する。

事業所における委員会の運営責任者は管理者とし、当該者をもって「専任の感染対策を担当する者」（以下「担当者」という）とする。

（2）設置の目的 事業所内での感染症を未然に防止するとともに発生時の対策を検討する。

（3）感染症対策委員会の構成メンバー：

管理者、主任、副主任及び感染に関する専門知識を有する者

（4）感染対策委員会の開催：

おおむね 6 ヶ月に 1 回以上定期的に開催するとともに、感染症が流行している時期は必要に応じて随時開催する。

（5）感染対策委員会の役割

- A) 事業所内感染対策の立案
- B) 感染症発生時の対応の検討
- C) 情報の収集、整理、全職員への周知
- D) 行動マニュアル(BCP)等の作成
- E) 事業所内感染対策に関する職員への研修・訓練の実施

従業者に対する研修の実施：

事業所は勤務する従業者に対し、感染症対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発に併せ、衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を目的とした「感染症の予防およびまん延の防止のための研修」および「訓練（シミュレーション）」を次のとおり実施する。

- A)新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育を行う。
- B)定期的研修。感染対策に関する定期的な研修を年2回以上実施する。
- C)訓練（シミュレーション）。事業所内で感染症が発生した場合に備えた訓練を年1回以上実施する。

2. 平時の対策

利用者や職員を感染から守るための基本的な予防方法である「標準予防策（スタンダードプロトコーション）」を徹底する。標準予防策とは、血液や体液、分泌物、排泄物、傷のある皮膚や粘膜など、感染性微生物が含まれている可能性があるという原則に基づいて行われる、感染拡大のリスクを軽減するための標準的な予防策である。

【標準予防策の主な内容】

- A) 手指消毒（手洗い、手指消毒）
- B) 個人防護具（手袋、マスク、ガウン、ゴーグル、フェイスシールドなど）の使用
- C) 呼吸器衛生（咳エチケット）
- D) 環境整備（整理整頓、清掃、感染性廃棄物の処理）

3. 発生時の対応

- (1) 感染症が発生した場合、事業所は利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないよう、利用者等の保護および安全の確保等を最優先とし、発生状況を正しく把握し、必要に応じて医療機関や保健所、関係機関への連絡を行うとともに、消毒や感染経路の遮断に努める。事業所はその内容及び対応について全職員に周知する。
- (2) 感染症またはそれが疑われる状況が発生した際には、利用者の状態や実施した措置などを記録する。
- (3) 感染拡大の防止について、行政・保健所からの指示に従い、協議する。
- (4) サービス事業所や関連機関と情報を共有し、連携して感染の広がりを抑制する。また、情報を外部に提供する際や事業所として公表する際には、個人情報の取り扱いに十分な注意を払う。

4. 感染症対策マニュアル等の整備と活用

- (1) 事業所において、感染症対策マニュアルを整備するとともに、マニュアルに沿った感染対策に努める。
- (2) マニュアルを定期的に見直し、最新情報を掲載する。

5. 本指針の閲覧に関する基本方針

「感染症の予防およびまん延の防止のための指針」は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。またホームページ等にも公表し、利用者および家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

附則

本指針は、令和6年4月1日から施行する